

件名	愛媛県個人情報保護条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例
主管課	広報広聴課
根拠法令等	
【改正の概要】	
<p>1 愛媛県個人情報保護条例の一部改正</p> <p>(1) 「個人情報」の定義の明確化</p> <p>① <u>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)</u>により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるものを含む。)(下線部を追加)</p> <p>② <u>個人識別符号が含まれるもの</u>(今回追加)</p> <p>※DNAの塩基配列・顔認証データ・声紋・指紋・旅券番号・基礎年金番号・免許証番号・住民票コード・個人番号等)</p> <p>(2) 「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」(いわゆる機微情報)を「<u>要配慮個人情報</u>」と定義付け</p> <p>2 愛媛県情報公開条例の一部改正</p> <p>「個人に関する情報」に、1(1)①「記述等」の括弧書きと同趣旨の字句を追加</p>	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	